

令和2年7月9日

法務大臣
森 雅子 様

SHOSAKU 事務所
代表 花房尚作
E-mail : info@sho39.com

演歌取り締まり法についての要望書

標記の件につきまして、現実的な対処をしていただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

記

都心に住んでいると演歌を聴く機会はほとんどありません。しかし地方に行くと、TV番組などで演歌は頻繁に流れています。地方において演歌はまだまだ健在なのです。よって私は、故郷へ帰郷するたび、父親のド下手な演歌を聴く羽目におちいります。サビまで曲名が分からない父親の演歌は一種の拷問であり、悪質な麻薬です。その歌声は聴覚を狂わせて、脳の文化中枢を破壊します。体力は著しく消耗し、意識がもうろうとなり、ある種の幻覚を見ることさえあります。そうして破壊された脳の再生に、一昼夜を要さねばなりません。

もしも悪さをしてかした者がいて、その者に罰を与えるのなら、私の父親が歌う『津軽海峡冬景色』を延々と聴かせれば事は足ります。音に合わせる気などさらさらないその歌声を聴けば、その者は己の罪を後悔して、間違いなく許しを乞うでしょう。涙を流して悔い改め、真っ当に生きると誓うでしょう。

そう考えると日本の演歌は、キリスト教圏における賛美歌と似ています。賛美歌は神をたたえる歌であり、ボイストレーニングを重ねた者のみが歌うことを許されます。黒人教会で歌われるゴスペルも同じく、グルーブ感を持たない者はその場で除外されます。

つまりこうした音楽は一定レベルの歌唱力が不可欠なのです。もし歌唱力が伴わないのであれば、決して人前で歌ってはいけません。人前で歌うことは

これ即ち、犯罪なのです。繰り返します。これ即ち、犯罪なのです。

こうした犯罪をこのまま野放しにしておいて良いのでしょうか。犯罪は法制化しなければ拘束力を持ちません。そこで私は『演歌取締法』の法制化を求めます。『演歌取締法』により、演歌の取り扱いを厳しく制限するべきだと考えます。演歌を免許制にして、免許が無ければ演歌を取り扱えない仕組みにするべきです。然るべき教育を受けた者だけが演歌の使用を認められる。その門は狭く、険しくなければなりません。

昨今の若者の演歌離れは、ド下手な演歌による誤認識が原因です。その結果、日本歌謡の独自性は失われ、馬鹿の一つ覚えのようなアルファベット歌謡が氾濫する要因になっています。また、日本が観光立国を目指すのであれば、ド下手な演歌を聴いた外国人がどれほど日本文化に懐疑的となるか考えなければなりません。日本政府は国家プロジェクトとして演歌の取り締まりを強化し、警察庁をはじめ、国土交通省、経済産業省、総務省の4省庁が一枚岩となり、本プロジェクトを推進するのです。それくらいの気概を持って日本文化である演歌を保護しなければ、本物の演歌は衰退し、いずれ消滅してしまうでしょう。我々日本国民は、日本文化である本物の演歌を後世に伝える使命があるのです。『演歌取締法』の法制化は日本国民の悲願であり、日本国民一丸となって取り組む課題であると具申させていただきます。

以上。